

議案第 5 9 号

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、常勤の特別職の職員の給与に関して、一般職の職員に準じた給与改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条）

新	旧
（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条）

新	旧
（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の145</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略